

世田谷区工事請負契約における建設業法第26条の5の規定の適用に係る運用基準

令和7年2月28日
6世経理第897号

(目的)

第1条 この基準は、世田谷区（以下「区」という。）が発注する工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条の5に規定する営業所技術者及び特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を兼務することができる場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(兼務することができる工事の要件)

第2条 法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等（以下「兼務の営業所技術者等」という。）の配置要件は、次の各項の全てに該当する場合とする。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 契約金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事であること。
なお、履行途中において、契約金額が要件を満たさなくなった場合には、それ以降は工事ごとに監理技術者等を専任で配置すること。
- (3) 営業所から建設工事の工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場までの移動時間が概ね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は自動車等の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (4) 下請次数が3を超えていないこと。なお、履行途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は監理技術者等を工事ごとに専任で配置すること。
- (5) 当該建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。
- (6) 営業所技術者等が、当該工事現場の施工体制を確認するために現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステムの設置等の必要な措置が講じられていること。
- (7) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる機器を用いること。
- (8) 当該建設工事を請け負った建設業者が専任特例1号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置計画書（以下「計画書」という。）（様式1）を作成し、

工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができるものとする。

(9) 営業所技術者等が所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の営業所技術者が兼務することができる工事数は、1件までとする。

(連絡員の要件)

第4条 連絡員は、次の各項を満たすよう配置するものとする。

(1) 各工事に置くこととし、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能とする。

(2) 連絡員は、当該建設工事への専任や常駐を求めず、また、直接的かつ恒常的な雇用関係も求めない。ただし、施工管理の最終的な責任は当該建設工事の請負会社が負うものとする。

(3) 連絡員を配置する建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

(手続き)

第5条 兼務の営業所技術者等の配置を希望する場合は、次の各項に掲げる関係書類を提出することとする。

(1) 営業所技術者等が、区が発注する工事へ監理技術者等の兼務を希望する場合は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時（指名競争入札に付す場合であつて希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあつては見積書の提出日）に専任特例1号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置予定届出書（様式2）を提出すること。

(2) 兼務する案件の落札が決定した際は、速やかに当該工事の監督員へ専任特例1号の監理技術者等及び兼務の営業所技術者等の配置届出書（様式3）を作成し提出すること。

(その他留意事項)

第6条 兼務の営業所技術者等の配置を希望する場合は、次の各項に掲げる事項について留意することとする。

(1) 営業所技術者が監理技術者等の兼務を希望する工事において、建設業法第26条の5の規定を適用できること（発注者が示す配置要件に該当すること）を、入札参加者自身で必ず確認すること。

(2) 開札時点において技術者の適正配置（※1）が不可となった場合は、その者のした入札は無効とすること。

※1 営業所技術者等の兼務の他、主任技術者及び監理技術者の配置（以下「技術者の適正配置」という。）

- (3) 契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となるとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。
- (4) 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属する者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。
- (5) 兼務の営業所技術者を配置する場合又は配置を要さなくなった場合は、当該工事のコリنز（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

附 則

この基準は、令和7年3月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。